



平成 27 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ル メ 杵 屋  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 椋 本 充 士  
(コード番号 9850 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 森 田 徹  
(TEL 06-6683-1222)

### 会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年10月1日を目処に、当社の運営するレストラン事業を会社分割（簡易新設分割）の方式により持株会社体制へ移行すべく、その準備を開始することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、移行につきましては平成27年6月下旬開催予定の当社定時株主総会による承認、および所管官公庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。

#### 記

##### 1. 持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「日本のソウルフードで世界の人々を幸せにします!」というブランドステートメントのもと、日本に根ざしたうどん・そばを中心とした和食や洋食等の飲食店を、ショッピングセンターやターミナルビルなどの商業施設にインショップ方式により多数出店しています。

飲食業界のマーケットは、新規参入や個人消費の低迷等で年々厳しさが増しており、昨年以降の円安の進行を主な要因とする原材料の値上がりに併せ、人手不足に伴う人件費の高騰等の影響により収益力の低下が避けられない状況となっております。

当社は、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、経営資源の効率的な配分と、競合他社との競争力強化を可能とする体制の整備を図ることが必要と判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化されたコーポレートガバナンス体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力および効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

## 2. 持株会社体制への移行の要旨

- (1) 当社を分割会社とする会社分割（簡易新設分割）により、新設分割設立会社にレストラン事業の運営を業務委託します。なお、会社分割の方式等の詳細につきましては、今後決定次第お知らせいたします。
- (2) 当社は、持株会社となり、グループ戦略立案機能およびレストラン事業子会社を含めた各事業子会社の統括管理機能を担ってまいります。
- (3) 当社は、持株会社として引き続き上場を維持し、現在の当社の事業子会社は引き続き持株会社の子会社となります。

## 3. 持株会社体制への移行日程（予定）

|                |            |
|----------------|------------|
| 会社分割に関する取締役会決議 | 平成27年5月中旬  |
| 会社分割承認時株主総会    | 平成27年6月下旬  |
| 持株会社体制への移行     | 平成27年10月1日 |

以上